

令和元年六月四日提出
質問第二〇三三号

照射ジャガイモに関する質問主意書

提出者 大河原雅子

照射ジャガイモに関する質問主意書

二〇一九年五月三十一日まで市民による照射ジャガイモの市場調査が行われ、放射線を照射した直後のジャガイモが市場に出荷されていることが判明した。放射線を照射した直後のジャガイモは不安定な化学物質が生成され、動物実験でも危険が示唆されている。この照射直後のジャガイモが市場の半値近くで売り出されている。消費者は照射ジャガイモについて情報を持たず、安く販売されるため消費を余儀なくされている。食品衛生法で禁止されている放射線照射を例外として許可したジャガイモが、照射直後に消費されていることは緊急を要する問題であり、内閣としての答弁を求める。

一 一九七二年、土幌町農協のアイソトープ照射センター開設に当たって、国より照射を認める旨の通知内容はそのようなものであったか。内閣が知るところの具体的な通知内容を回答されたい。

二 厚生労働省は照射直後のジャガイモの安全性を検討しているか。

三 照射線量、照射時期等は土幌アイソトープ照射センターに一任されているのか。

四 現在、二月、三月、四月に照射されたジャガイモが店頭で販売されているが、照射直後のジャガイモの安全を確認したデータはあるか。あるなら出典を示されたい。

五 厚生労働省は照射直後のジャガイモの販売について土幌町農協から相談もしくは報告もしくは販売許可など何らかの要請を受けたことがあるか。

六 土幌町農協のアイソトープ照射センターはコバルト六〇の盗難・強奪などテロに対してどのような対策を立てているか。国は土幌町農協に何らかの具体的対策を通知しているか。

七 現在、土幌町農協のような放射線源を持つ民間の営業施設は何力所あるか。

八 現在、土幌アイソトープ照射センターを所管するのは北海道庁で、厚生労働省は何ら関係ないのか。もし、ないのならそのようになったのは何年からか。

右質問する。